

第 1 1 期 事 業 報 告

〔 平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件の改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調となりましたが、一方で、中国を始めとする新興国経済の景気減速が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済情勢の下、当社グループが運営する高速道路事業において、通行台数は、閏年や好天に恵まれた影響等により前期比 2.3%の増となりました。一方、料金収入は、前期比 3.0%増の 739,638 百万円となりました。

また、高速道路の健全性を将来にわたり確保するための取り組みとして、平成 27 年 3 月 25 日付けで国土交通大臣から道路整備特別措置法に基づき事業許可を受けた更新事業（以下「特定更新等工事」といいます。）に着手したほか、高速道路ネットワークの形成・充実に向けて道路建設事業を着実にを行い、中国自動車道夢前スマート I C 等の供用を開始しました。

高速道路事業以外の事業においては、サービスエリア・パーキングエリア（以下「S A ・ P A」といいます。）事業を中心に展開しましたが、ガソリン価格下落の影響等により、店舗の売上は前期比 1.5%減の 142,114 百万円となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は 884,149 百万円（前連結会計年度比 12.6%減）、営業費用は 874,373 百万円（同 13.1%減）、営業利益は 9,776 百万円（同 76.9%増）、経常利益は 12,803 百万円（同 60.6%増）となり、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は 7,372 百万円（前連結会計年度は 3,021 百万円）となりました。

事業別の概況は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成 18 年 3 月 31 日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道 31 号（広島呉道路）に関する協定」及び「一般国道 165 号及び 166 号（南阪奈道路）に関する協定」（その後の協定変更を含みます。）並びに道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 4 条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業については、特定更新等工事について、橋梁床版取替工事等の工事発注を実施するとともに、工事実施に向けた専門的な組織を社内に設置するなど、特定更新等工事の実施に向けた着実な取り組みを実施しました。

また、E T Cを活用した各種料金割引に加え、「ぶらり中国ドライブパス 2015」など地域と連携した周遊割引や、S A・P Aのトイレの設備改善などを実施しました。

道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備や4車線化事業の推進を図ったほか、機構の無利子貸付制度を活用してスマートI C等を整備するなど、高速道路ネットワークの形成・充実に図り、平成27年9月26日には中国自動車道夢前スマートI Cの供用開始や、地域高規格道路の接続に伴う栗東湖南I C他2箇所でのI Cの運用を開始しました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は830,597百万円（前連結会計年度比13.6%減）、営業費用は826,744百万円（同13.9%減）となり、営業利益は3,852百万円（前連結会計年度は営業利益860百万円）となりました。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は9,648百万円（前連結会計年度比21.8%増）、営業費用は9,794百万円（同26.3%増）となり、営業損失は146百万円（前連結会計年度は営業利益170百万円）となりました。

（S A・P A事業）

S A・P A事業においては、テナント各社と協力し、S A・P Aを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等による店舗展開を実施しました。エリアの店舗棟内では、高速道路のお客さまと周辺地域を結び付ける場として沿線の魅力を発信する「多目的スペース」を運営するとともに、周辺地域の皆さまが、よりS A・P Aをご利用いただけるように、「ウェルカムゲート」、「外部駐車場」を整備し、地域との連携の強化・推進を図りました。

その他、ガスステーションの配置間隔の広い区間について、高速道路を利用されるお客さまの「燃料切れの不安解消」等をめざし、市中のガソリンスタンドを活用した「高速道路外ガソリンスタンドサービス社会実験」を平成27年4月20日から開始しました。また、電気自動車用急速充電設備をエリア全域に拡大（計127箇所）し、次世代エネルギーへの取り組みを推進しました。

飲食物販部門の売上は98,555百万円（前年同期比2.4%増）、ガスステーション

の売上が 43,559 百万円（同 9.2%減）となり、S A・P A事業におけるテナント等の店舗売上は 142,114 百万円（同 1.5%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は 33,870 百万円（前連結会計年度比 3.5%増）、また営業費用については、27,959 百万円（同 0.6%増）となり、営業利益は 5,910 百万円（同 19.8%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業においては、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の 2ヶ所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っています。当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は 11,372 百万円（前連結会計年度比 9.2%増）、営業費用は 11,236 百万円（同 3.3%増）となり、営業利益は 136 百万円（前連結会計年度は営業損失 456 百万円）となりました。

（2）道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額 87,919 百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

| 路線・区間等 | | 帰属時期 | 道路資産 完成高 (百万円) |
|--|-------|----------------------------|----------------------|
| 高速自動車国道中央自動車道西宮線 【栗東湖南インターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 873 |
| 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線 【守ロジャンクション】 | 新設・改築 | 平成 27 年 9 月 | 225 |
| 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 【南紀田辺インターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 27 年 7 月 平成 28 年 3 月 | 1,878 |
| 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 【和歌山県田辺市中芳養から和歌山県田辺市芳養町まで】 | 新設・改築 | 平成 27 年 7 月 平成 28 年 3 月 | 946 |
| 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 【小浜インターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 82 |
| 高速自動車国道中国縦貫自動車道 【夢前スマートインターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 27 年 9 月 | 2,605 |
| 高速自動車国道中国縦貫自動車道 【小郡ジャンクション】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 875 |
| 高速自動車国道中国縦貫自動車道 【勝央ジャンクション】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 785 |
| 高速自動車国道中国縦貫自動車道 【三次ジャンクション】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 151 |

| | | | |
|--|-------|---|---------|
| 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線 【松茂スマートインターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 67 |
| 高速自動車国道九州縦貫自動車道 【嘉島ジャンクション】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 1, 110 |
| 高速自動車国道東九州自動車道 【今川スマートインターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 27 年 12 月 | 11 |
| 高速自動車国道東九州自動車道 【上毛スマートインターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 38 |
| 高速自動車国道東九州自動車道 【佐伯インターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 9 |
| 高速自動車国道東九州自動車道 【宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字 川北まで】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 4, 331 |
| 一般国道 478 号（京都縦貫自動車道） 【丹波インターチェンジ】 | 新設・改築 | 平成 27 年 7 月 平成 28 年 3 月 | 2, 715 |
| 一般国道 478 号（京都縦貫自動車道） 【京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山 崎町字円明寺まで】 | 新設・改築 | 平成 28 年 3 月 | 5, 806 |
| 高速自動車国道中央自動車道西宮線等 | 修繕 | 平成 27 年 6 月 平成 27 年 9 月 平成 27 年 12 月 平成 28 年 3 月 | 63, 827 |
| 一般国道 31 号（広島呉道路） | 修繕 | 平成 27 年 6 月 平成 27 年 9 月 平成 27 年 12 月 平成 28 年 3 月 | 154 |
| 一般国道 165 号及び一般国道 166 号（南阪奈道路） | 修繕 | 平成 27 年 6 月 平成 27 年 9 月 平成 27 年 12 月 平成 28 年 3 月 | 26 |
| 高速自動車国道中央自動車道西宮線等 | 特定更新 | 平成 28 年 3 月 | 96 |
| 高速自動車国道中央自動車道西宮線等 | 災害 | 平成 27 年 6 月 平成 27 年 9 月 平成 28 年 3 月 | 1, 297 |

(注) 1. 「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しています。

2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費を含み、消費税等は含まれていません。

(3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資総額は 29, 442 百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

① 連結会計年度中に完成した主要設備

| | |
|---------------------------|--|
| 西日本高速道路株式会社 | 料金徴収施設及びE T C設備の新設（中国自動車道夢前スマートインターチェンジ他 5 箇所） |
| | E T C設備の増設（93 レーン） |
| | E T C設備及び料金徴収機械等の更新 |
| | P A店舗増改築等（中国自動車道赤松P A上り線他 1 箇所） |
| 西日本高速道路エンジニアリング 関西株式会社 | 事業所耐震補強等 |
| 西日本高速道路エンジニアリング 九州株式会社 | 車両の購入 |
| | 事業所等の取得 |
| 株式会社富士技建 | 機械設備等の取得 |

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

| | |
|---------------------------|---|
| 西日本高速道路株式会社 | 料金徴収施設及びE T C設備の新設（新名神高速道路城陽インターチェンジ他 5 箇所） |
| | E T C設備の増設（147 レーン） |
| | E T C設備及び料金徴収機械等の更新 |
| | P A店舗増改築等（東九州自動車道今川P A上り線他 4 箇所） |
| 西日本高速道路エンジニアリング 中国株式会社 | 車庫の取得 |
| 西日本高速道路エンジニアリング 四国株式会社 | 事業所等の取得 |
| | 車両の購入 |
| 西日本高速道路エンジニアリング 九州株式会社 | 車両の購入 |
| 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 | 業務用システムサーバー等の購入 |

(4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は 305,500 百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

| 種別 | 発行日・借入日 | 発行額・借入額 (百万円) |
|--|-------------|------------------|
| 西日本高速道路株式会社第26回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(10年債) | 平成27年5月21日 | 25,000 |
| 西日本高速道路株式会社第27回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(10年債) | 平成27年9月2日 | 30,000 |
| 西日本高速道路株式会社第28回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(10年債) | 平成27年11月5日 | 25,000 |
| 西日本高速道路株式会社第29回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(10年債) | 平成28年2月12日 | 25,000 |
| 長期借入金(6年) | 平成27年9月28日 | 20,000 |
| 長期借入金(5年) | 平成27年10月28日 | 30,000 |
| 長期借入金(6年) | 平成27年12月22日 | 20,000 |
| 長期借入金(5年) | 平成28年1月27日 | 30,000 |
| 長期借入金(5年) | 平成28年3月24日 | 10,500 |
| 長期借入金(6年) | 平成28年3月29日 | 90,000 |

(5) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、高速道路の100%の安全・安心を追求するとともに、お客様の満足度を高め、地域の発展に寄与し、社会から信頼される企業グループを目指して事業を進めており、以下のとおり取り組んでいきます。

(災害対応力の強化)

災害対応力の強化を図るため、「想定を超えた広範囲の甚大災害にも対応できる仕組み」を構築するため、災害対応計画(BCP)の見直し、防災備蓄倉庫・資機材の整備、道路管制機能の強化により、発災時に、速やかに高速道路機能を回復し、被災地域の救急・復旧・復興に貢献します。また、地域と連携した実効性の高い活動ができるように防災訓練、防災研修、災害図上訓練などを通じて災害対応計画の

実効性を確認し、当社の危機対応能力の向上を図っていきます。

(100%の安全・安心への挑戦)

100年後もお客さまに安心してご利用いただける高速道路の実現をめざして、平成28年度から特定更新等工事に本格的に着手します。本事業については、長期間にわたる交通規制等による社会的な影響が大きいことから、本事業の目的、必要性を社会全般に幅広くご理解いただくことを目的に事業名を「高速道路リニューアルプロジェクト」と定め、関係機関との連携を図りながら、着実に取り組んでいきます。また、高速道路の安全性に対する信頼度を確固たるものとするため、道路構造物・付属物を対象とした総点検や第三者被害防止対策を実施するとともに、点検、診断、措置、記録等の一連のメンテナンスサイクルの確立や、新技術を用いた点検等の高度化・効率化に努めます。

加えて、平成27年6月に開設した「茨木技術研修センター」を活用し、多岐にわたる事象に適切に対応できる技術者を育成する等、当社グループ一丸となり100%の安全・安心を追求していきます。

(高速道路ネットワークの機能強化)

日本の産業と社会を支え続けてきた名神高速道路を多重化し、日本の大動脈である高速道路の信頼性を格段に高めるべく、「未来につなぐ信頼の道」新名神高速道路の整備を計画的かつ着実に推進します。

また、高速道路網が繋がっていない区間の整備や、4車線化事業の推進により、高速道路ネットワークの機能を最大限発揮させるべく『道路を賢く使う』検討を進めていきます。

(お客さまの満足度の更なる向上)

SA・PAでは、国内外のお客さまに「楽しくにぎわいを実感いただける施設」に進化させ、新たなサービスを展開していきます。

計画的な店舗建替え・改良の実施により、利用しやすい店舗づくりや、地域性や交通特性を踏まえた、エリア毎のお客様ニーズにあった品揃え等により、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」の空間を創造し、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めていきます。

また、海外のお客さまの受け入れ環境の整備のため、Free Wi-Fi や外国語表記対応など、ハード、ソフト面での受入環境を整備し、インバウンド対応の高度化を目指します。

(ダイバーシティ推進に向けた取り組み)

「違いを尊重し、個々が活躍し、進化し続けるチームへ」というダイバーシティ

推進ビジョンのもと、社員一人ひとりが自律・成長することにより、会社を取り巻くさまざまな環境の変化にしなやかに対応できる組織を目指して、社員の意識への働きかけと、活躍を支援する制度構築の両面から、「ダイバーシティ推進プロジェクト」への取り組みを継続していきます。

(積極的な広報活動への取り組み)

当社グループの経営状況、建設・管理、新事業等への取り組みについて、社長定例記者会見、ウェブサイト、地元事業説明会等で積極的に情報発信し、地域社会や住民の方々との積極的なコミュニケーションを通じた理解・支援・協力を幅広く得るための活動を進めています。また、道路保全事業や建設事業の現場見学会（なるほど！高速道路発見）を積極的に実施しており、催行人数を増やすなど、多くの方々に参加いただけるよう努めています。

(コンプライアンス体制の強化)

当社元社員が起こした少額契約手続きに関わる高速道路株式会社法違反に係る収賄事案（以下「収賄事案」という。）を重く受け止め、外部有識者による委員会を設置し、平成27年11月27日に「収賄事案に係る再発防止策」を取りまとめました。また、平成28年3月24日に、「全社コンプライアンス推進計画」を策定し、コンプライアンスにかかる取り組みを毎年度継続・深化させ、過去の過ちの経験を風化させることなく、また、コンプライアンス違反を起こさせない、許さない職場を目指していきます。

(6) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 (当連結会計年度) |
|--------------------------|---------|---------|-----------|-------------------|
| 営業収益(百万円) | 733,016 | 886,616 | 1,012,023 | 884,149 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 6,433 | 3,480 | 3,021 | 7,372 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 67.72 | 36.64 | 31.81 | 77.60 |
| 総資産(百万円) | 879,941 | 929,551 | 951,713 | 1,175,847 |
| 純資産(百万円) | 165,553 | 159,351 | 161,493 | 156,797 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 8 期 | 第 9 期 | 第 10 期 | 第 11 期 (当事業年度) |
|----------------------------|---------|---------|---------|-------------------|
| 営業収益(百万円) | 698,652 | 851,520 | 979,541 | 849,964 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円) | 6,030 | △533 | 497 | 4,166 |
| 1株当り当期純利益又は 当期純損失(△)(円) | 63.48 | △5.62 | 5.24 | 43.86 |
| 総資産(百万円) | 849,884 | 902,360 | 924,837 | 1,155,107 |
| 純資産(百万円) | 143,742 | 143,209 | 140,433 | 144,592 |

(7) 重要な子会社等の状況(平成 28 年 3 月 31 日現在)

① 重要な子会社の状況

| | 会 社 名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---|-------------------------------|--------------|--------------|------------------------------------|
| ① | 西日本高速道路サー ビス関西株式会社 | 70 | 100.0 | 高速道路の料金収受 |
| ② | 西日本高速道路サー ビス中国株式会社 | 50 | 100.0 | 高速道路の料金収受 |
| ③ | 西日本高速道路サー ビス四国株式会社 | 40 | 100.0 | 高速道路料金収受及び交 通管理 |
| ④ | 西日本高速道路サー ビス九州株式会社 | 50 | 100.0 | 高速道路の料金収受 |
| ⑤ | 西日本高速道路総合 サービス沖縄株式会 社 | 60 | 100.0 | 高速道路の料金収受、交通 管理、点検・管理及び保全 作業 |
| ⑥ | 西日本高速道路パト ロール関西株式会社 | 20 | 100.0 | 高速道路の交通管理 |
| ⑦ | 西日本高速道路パト ロール中国株式会社 | 20 | 100.0 | 高速道路の交通管理 |
| ⑧ | 西日本高速道路パト ロール九州株式会社 | 20 | 100.0 | 高速道路の交通管理 |
| ⑨ | 西日本高速道路エン 지니어リング関西株 式会社 | 90 | (100.0) | 高速道路の点検・管理 |
| ⑩ | 西日本高速道路エン 지니어リング中国株 式会社 | 70 | (100.0) | 高速道路の点検・管理 |

| | | | | |
|---|--------------------------|-------------|---------|-----------------------------------|
| ⑪ | 西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社 | 60 | (100.0) | 高速道路の点検・管理及び保全作業 |
| ⑫ | 西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社 | 80 | (100.0) | 高速道路の点検・管理 |
| ⑬ | 西日本高速道路ファシリティーズ株式会社 | 160 | 100.0 | 高速道路の点検・管理及び保全作業 |
| ⑭ | 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 | 420 | 100.0 | 高速道路の保全作業 |
| ⑮ | 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社 | 350 | 100.0 | 高速道路の保全作業 |
| ⑯ | 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社 | 160 | 100.0 | 高速道路の保全作業 |
| ⑰ | 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社 | 30 | 100.0 | 不動産関連業務及び人材派遣業務 |
| ⑱ | 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 | 110 | 100.0 | S A・P A内営業施設の管理・運営 |
| ⑲ | 西日本高速道路ロジスティックス株式会社 | 30 | (100.0) | S A・P Aへの各種商材、材料等の仕入・卸業務及びその他受託業務 |
| ⑳ | 西日本高速道路リテール株式会社 | 71 | (100.0) | P A内営業施設の店舗運営 |
| ㉑ | 芦有ドライブウェイ株式会社 | 40 | 51.0 | 一般自動車道事業 |
| ㉒ | NEXCO-West USA, Inc. | \$1,312,500 | 100.0 | 橋梁点検 |
| ㉓ | 株式会社L i g a r i c | 75 | 100.0 | ウルトラファインバブル(微細気泡)事業 |
| ㉔ | 株式会社富士技建 | 80 | 100.0 | 橋梁補修技術開発 |
| ㉕ | 株式会社ドュー大地 | 70 | 100.0 | 総合コンサルタント |
| ㉖ | NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社 | 35 | 100.0 | 広告事業 |

(注) 1. 議決権比率 () 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。

2. ⑧西日本高速道路パトロール九州株式会社は、更なる経営効率化を図るため、平成 28 年 3 月 10 日付けで資本金を 20 百万円へ減資しました。
3. ⑪芦有ドライブウェイ株式会社は、更なる経営効率化を図るため、平成 27 年 12 月 26 日付けで資本金を 40 百万円へ減資しました。
4. ⑫NEXCO-West USA, Inc. の資本金については、現地通貨略号及び現地通貨単位により記載を行っています。

② 持分法適用の子会社及び重要な関連会社の状況

| | 名 称 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---|---------------------|--------------|--------------|---|
| ① | 沖縄道路サービス株式会社 | 30 | (91.9) | PA内営業施設の店舗運営 |
| ② | 株式会社高速道路総合技術研究所 | 45 | 33.3 | 高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発 |
| ③ | 株式会社NEXCOシステムズ | 50 | 33.3 | 料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理 |
| ④ | ハイウェイ・トール・システム株式会社 | 75 | 24.1 | 料金収受機械保守 |
| ⑤ | 株式会社NEXCO保険サービス | 15 | 33.3 | 損害保険代理業及び生命保険募集業 |
| ⑥ | 九州高速道路ターミナル株式会社 | 100 | 22.3 | トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営又は賃貸事業 |
| ⑦ | 日本高速道路インターナショナル株式会社 | 49 | 28.7 | 海外における高速道路事業 |

(注) 1. 議決権比率 () 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。

2. ⑥九州高速道路ターミナル株式会社は、更なる経営効率化を図るため、平成 27 年 8 月 31 日付けで資本金を 100 百万円へ減資しました。

(8) 当社グループの主な事業内容(平成 28 年 3 月 31 日現在)

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでいます。

| 事業の種類別セグメント | 主要な事業内容 |
|-------------|--------------------------|
| 高速道路事業 | 高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他 |

| | |
|--------------|---|
| | の管理 |
| 受託事業 | 国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等 |
| S A ・ P A 事業 | 高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等 |
| その他の事業 | 駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等 |

(9) 当社グループの主要な事業所(平成 28 年 3 月 31 日現在)

① 当社の主要な事業所

- (本社) 大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
(その他) 関西支社 (茨木市)
中国支社 (広島市)
四国支社 (高松市)
九州支社 (福岡市)

② 重要な子会社の本店所在地

- 西日本高速道路サービス関西株式会社 (吹田市)
西日本高速道路サービス中国株式会社 (広島市)
西日本高速道路サービス四国株式会社 (高松市)
西日本高速道路サービス九州株式会社 (太宰府市)
西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社 (浦添市)
西日本高速道路パトロール関西株式会社 (大阪市)
西日本高速道路パトロール中国株式会社 (広島市)
西日本高速道路パトロール九州株式会社 (福岡市)
西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社 (茨木市)
西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社 (広島市)
西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社 (高松市)
西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社 (福岡市)
西日本高速道路ファシリティーズ株式会社 (茨木市)
西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 (茨木市)
西日本高速道路メンテナンス中国株式会社 (広島市)
西日本高速道路メンテナンス九州株式会社 (福岡市)
西日本高速道路ビジネスサポート株式会社 (大阪市)
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 (大阪市)
西日本高速道路ロジスティックス株式会社 (大阪市)
西日本高速道路リテール株式会社 (大阪市)
芦有ドライブウェイ株式会社 (芦屋市)
NEXCO-West USA, Inc. (米国)
株式会社L i g a r i c (吹田市)
株式会社富士技建 (大阪市)
株式会社ドゥユー大地 (広島市)
NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社 (大阪市)

(10) 従業員の状況(平成 28 年 3 月 31 日現在)

① 当社グループの従業員の状況

| 事業の種類別セグメント | 従業員数 (人) |
|--------------|-------------------|
| 高速道路事業 | 12,590 |
| 受託事業 | |
| S A ・ P A 事業 | 781 |
| その他の事業 | |
| 全社 (共通) | 373 |
| 計 | 13,744 (3,130) |

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数を $\langle \rangle$ で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|-----------|
| 2,374 名 | 2 名減 | 41.0 歳 | 16 年 10 月 |

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(平成 28 年 3 月 31 日現在)

| 借入先 | 借入金残高 (百万円) |
|---------------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 68,265 |
| 株式会社三井住友銀行 | 32,885 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 30,972 |

| | |
|--------|--------|
| 農林中央金庫 | 30,644 |
| 信金中央金庫 | 27,214 |

2. 会社の株式に関する事項(平成 28 年 3 月 31 日現在)

- (1) 発行可能株式総数 380 百万株
- (2) 発行済株式の総数 95 百万株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主の状況

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|------|------------|-----------|
| | 持株数 (株) | 議決権比率 (%) |
| 財務大臣 | 95,000,000 | 100.00 |

3. 会社役員に関する事項(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|-----------------|-------|--------------------------------------|-----------------|
| 取締役会長 | 山中 諄 | — | 南海電気鉄道株式会社取締役会長 |
| 代表取締役社長 | 石塚 由成 | 会社の経営の統括・執行 監査部担当 | — |
| 代表取締役 専務執行役員 | 酒井 和広 | 会社の経営の執行補佐 技術本部、総務部、人事部 担当 | — |
| 取締役 常務執行役員 | 奥平 聖 | 建設事業本部長 広報CS推進本部長 | — |
| 取締役 常務執行役員 | 高倉 照正 | 保全サービス事業本部長 コンプライアンスに係る社 長特命事項 | — |
| 取締役 常務執行役員 | 芝村 善治 | 経営企画本部長 財務部担当 | — |
| 取締役 常務執行役員 | 山口 敏彦 | 事業開発本部長 | — |

| | | | |
|---------|--------|---|----------------------|
| 監査役（常勤） | 富沢 正行 | — | — |
| 監査役 | 土岐 憲三 | — | 立命館大学 衣笠 総合研究機構教授 |
| 監査役 | 槇野 勝美 | — | — |
| 監査役 | 上村 多恵子 | — | 京南倉庫株式会社 代表取締役社長 |

- (注) 1. 平成 27 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、山口敏彦氏が取締役に選任されました。
2. 平成 27 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の終結の時をもって、取締役桑田俊一氏が任期満了により退任しました。
3. 取締役の山中諄氏は、会社法第 2 条第十五号に定める社外取締役です。
4. 監査役の富沢正行氏、土岐憲三氏、槇野勝美氏及び上村多恵子氏は、会社法第 2 条第十六号に定める社外監査役です。
5. 社外取締役及び社外監査役と当社との間に開示すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8 名 112 百万円 (うち社外 1 名 一百万円)

監査役 4 名 29 百万円 (うち社外 4 名 29 百万円)

- (注) 1. 上記員数には、平成 27 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 1 名を含んでいます。
2. 上記のほか、役員退職慰労金引当金 10,133 千円（取締役 7,739 千円、監査役 2,394 千円）を当事業年度にて計上しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

社外取締役については、社外における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすほか、独立した立場から経営を監督するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として選任しています。

取締役会長山中諄氏は、当事業年度の取締役会 14 回のうち 13 回に出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

社外監査役については、社外における豊富な知識・経験を監査業務に活かすほか、独立した立場から取締役の職務執行を監査するなど、コーポレート・ガ

バランス体制の強化を目的として選任しています。

監査役富沢正行氏は、当事業年度の取締役会 14 回の全てに、また、監査役会 13 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役土岐憲三氏は、当事業年度の取締役会 14 回のうち 13 回に、また、監査役会 13 回の全てに出席し、学識経験者としての専門的見地から、適宜発言を行いました。

監査役槇野勝美氏は、当事業年度の取締役会 14 回の全てに、また、監査役会 13 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役上村多恵子氏は、当事業年度の取締役会 14 回の全てに、また、監査役会 13 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

② 当事業年度中に発生した法令等に違反する事実並びにその予防のために行った行為及び発生後の対応として行った行為の概要

当事業年度において、前記 1. (5)に記載する収賄事案が発生しましたが、社外取締役及び社外監査役の各氏は、収賄事案が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。

各氏は、日頃からコンプライアンス及びリスク管理の視点で取締役会等において意見を述べていましたが、収賄事案の発生後においても、当社の更なる内部統制システムの充実に向けた諸施策や、再発防止に向けたコンプライアンス推進体制の強化、外部有識者による監視体制の常設化といった各種取り組み等について、意見を述べています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 76,020 千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 92,320 千円 |

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 上記報酬等の額には、当社が監査法人に支払った社債発行に係るコンフォ

ートレーター作成業務の対価 8,400 千円を含んでいます。

3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、報酬見積りの算出根拠・算定内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針（平成 28 年 3 月 31 日現在）

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(4) 会計監査人が過去 2 年間に受けた業務の停止の処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 月
（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成 22 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務諸表を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 上記監査法人の運営が著しく不当と認められた。

5. 業務の適正を確保するための体制等及び当該体制等の運用状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(1) 業務の適正を確保するための体制等の決議の内容

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である「NEXCO 西日本グループ行動憲章（以下「行動憲章」といいます。）」を踏まえ、率先して当社の社会

的責任を全うすべく、「グループ理念」の実現を目指し、適正に職務を遂行します。

取締役会は、独立性を有する社外取締役を含む全取締役で構成し、定例の取締役会を原則として月1回開催して重要事項の決議を行うほか、定期的に業務執行状況の報告を行います。

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的を開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

コンプライアンス通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然として対応し、断固としてこれを排除します。また、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに、適切な情報開示に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

道路構造物等の安全性・健全性を含む高速道路の安全・安心、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに関して、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメント基本方針に基づく適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、同委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対策を行い、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図ります。

入札契約手続については、綱紀保持に関する規程等を遵守し、公共性の高い高速道路事業に携わることへの社会的責任の重さを常に認識して職務に取り組むとともに、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的を開催するなど、透明性・公正性の確保に努めます。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い

適切に対応するため、危機管理防災専門部署が中心となって策定した事業継続計画（BCP）を活用するとともに、自治体等との包括協定・災害協力協定等に基づく連携を図り、グループ全体での災害対応力の強化を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保します。

取締役は、組織規程や権限・責任規程等の社内規程に基づき、その職務分担と各職位の権限・責任を明確にし、効率的な職務執行を行います。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告します。

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、コンプライアンス委員会を定期的を開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図ります。通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図ります。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすと同時に、「グループ理念」に掲げる社会に貢献するグループを目指します。また、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営するとともに、グループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にします。

監査部は、業務の適正かつ効率的な執行の確保、内部統制の確立を支援するため、定期的に監査を実施します。また監査役が必要に応じて業務状況等を調

査・確認できる体制を構築します。

グループ共通のリスクマネジメント並びに社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の使用人をおくこととし、監査役から当該使用人の充実を求められた場合は、これを尊重します。

⑧ 前記の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重します。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行います。

さらに取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行います。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告します。

また、監査役と取締役との意見交換を定期的実施するほか監査役と監査部及び会計監査人との定期的な情報交換を実施するとともに、監査役が、その監査が実効的に行われることを確保するため、重要な会議への出席など必要な措置を求めた場合は、これを尊重します。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運状況のうち主なものは、以下のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社グループでは、毎年10月を「NE XCO西日本グループ企業倫理月間」と位置付け、コンプライアンス強化のための取り組みを集中的に実施しており、当社及び子会社の経営幹部からのトップコミットメントの発出や、自らの行動を振り返るためのコンプライアンス自己点検（エシックスシート）、外部講師を招いて階層別にコンプライアンス講演会を行うなど各種施策を実施しました。また、当社においては、改めて発注者としての綱紀保持の徹底を行ったほか、コンプライアンスアンケートによる意識調査や、コンプライアンスハンドブックを活用した職場討議の開催、経営幹部が全職場を直接回ってコンプライアンスの必要性を伝えるなど、精力的に取り組みました。

これらに加え、コンプライアンス委員会を4回開催し、同委員会では、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題とその対応策について確認・議論を行うとともに、コンプライアンス通報・相談窓口への通報件数及びその概要も定期的に報告されました。

当社は、引き続きこれらのコンプライアンスに係る取り組みを継続し、深化させていくため、コンプライアンス推進本部によって作成されたコンプライアンス推進計画などに基づき、同本部に置かれたコンプライアンス推進責任者などによる必要な研修・教育を推進していきます。

② 業務の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

取締役会を14回、経営会議を22回開催し、法令及び定款に定められた事項や、投資実行の判断など、重要事項への審議・決定などを行いました。なお、重要事項は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の業務執行の効率化を図っています。また、当社及び子会社の経営トップが参加した経営交流会議を2回開催し、当社グループの経営課題及びその対応策などについて確認し、議論を行いました。

上記の他、監査部においては、年間の監査計画に基づき当社及び子会社について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行いました。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

リスクマネジメントに関する最上位審議機関である経営リスク管理委員会を1回開催し、グループ全体のリスクの評価・見直しや、予防措置並びにリスク発現時の対応状況の検証を行うなど、継続的なリスクマネジメント活動を推

進しました。また、同委員会に設置されている分科会では、担当分野におけるリスク対策に係るマスタープランについて必要な見直しなどを行っているほか、当事業年度においては、各事務所が現場業務に関連するリスクの洗い出しなどを自立的に行う体制を構築するなどの取り組みを行いました。

④ 監査役監査の実効性の確保

社外監査役 4 名で構成される監査役会は、当事業年度 13 回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、各監査役が監査部及び会計監査人と連携して社内監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。また、各監査役は、取締役会及び経営会議をはじめとする重要会議へ出席するほか、取締役との意見交換や、監査部又は会計監査人と定期的に情報交換する場を設けるなど、職務執行の確認並びに内部統制の整備及び運用状況の監査などを行いました。

6. 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実

平成 28 年 4 月 14 日から発生した「平成 28 年熊本地震」により、九州自動車道及び大分自動車道の構造物が大きく損傷を受け、両路線の一部区間で通行止めを余儀なくされましたが、当社グループ一丸となって 24 時間体制で応急復旧作業を進めた結果、5 月 9 日をもって全ての通行止めを解除することができました。引き続き関係機関とも連携を図りながら、一日も早い本復旧に向けて全力で取り組んでいきます。

また、平成 28 年 4 月 22 日、兵庫県神戸市北区の新名神高速道路の建設現場で、有馬川橋の架設作業中に橋桁が国道 176 号線上に落下し、作業員 2 名が死亡、同 8 名が重軽傷を負う事故が発生したほか、同年 5 月 19 日には、箕面市下止々呂美の新名神高速道路の建設現場で、余野川橋の架設作業中に橋桁を支える仮受設備が箕面有料道路上に転倒する事故が発生しました。関係の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社では、有識者による有馬川橋及び余野川橋の事故に関する技術検討委員会により、事故原因の究明、再発防止、今後の工事の対応方針等を早急に確定させるとともに、技術検討委員会での検討を元に、事故再発防止を図るための安全管理強化策を確実に実行してまいります。

第11期 計算関係書類

会社法第435条第2項に定める計算書類
会社法第444条第3項に定める連結計算書類

〔 平成 27 年 4 月 1 日 から
平成 28 年 3 月 31 日 まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|----------|-----------|
| 資 産 の 部 | | |
| I 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 102,719 |
| 高速道路事業営業未収入金 | | 67,882 |
| 短期貸付金 | | 5,038 |
| 有価証券 | | 62,000 |
| 仕掛道路資産 | | 629,510 |
| その他 | | 53,064 |
| 貸倒引当金 | | △ 16 |
| 流動資産合計 | | 920,198 |
| II 固定資産 | | |
| 1. 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 107,120 | |
| 減価償却累計額 | △ 32,762 | |
| 減損損失累計額 | △ 90 | 74,267 |
| 機械装置及び運搬具 | 143,180 | |
| 減価償却累計額 | △ 86,257 | 56,923 |
| 土地 | | 85,684 |
| その他 | 29,476 | |
| 減価償却累計額 | △ 15,603 | 13,872 |
| 有形固定資産合計 | | 230,748 |
| 2. 無形固定資産 | | 8,501 |
| 3. 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | | 2,514 |
| 退職給付に係る資産 | | 1,522 |
| その他 | | 11,852 |
| 貸倒引当金 | | △ 314 |
| 投資その他の資産合計 | | 15,575 |
| 固定資産合計 | | 254,824 |
| III 繰延資産 | | 823 |
| 資 産 合 計 | | 1,175,847 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| 負 債 の 部 | |
| I 流動負債 | |
| 支払手形及び買掛金 | 16,336 |
| 高速道路事業営業未払金 | 188,260 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1 |
| 未払法人税等 | 2,768 |
| 受託業務前受金 | 3,167 |
| 前受金 | 44 |
| 賞与引当金 | 3,574 |
| 回数券払戻引当金 | 42 |
| その他 | 32,536 |
| 流動負債合計 | 246,731 |
| II 固定負債 | |
| 道路建設関係社債 | 316,373 |
| 道路建設関係長期借入金 | 329,317 |
| 長期借入金 | 80 |
| 役員退職慰労引当金 | 363 |
| ETCマイレージサービス引当金 | 9,396 |
| 退職給付に係る負債 | 94,432 |
| その他 | 22,354 |
| 固定負債合計 | 772,317 |
| 負債合計 | 1,019,049 |
| 純 資 産 の 部 | |
| I 株主資本 | |
| 資本金 | 47,500 |
| 資本剰余金 | 55,497 |
| 利益剰余金 | 74,754 |
| 株主資本合計 | 177,751 |
| II その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 19 |
| 為替換算調整勘定 | 17 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △ 21,170 |
| その他の包括利益累計額合計 | △ 21,133 |
| III 非支配株主持分 | |
| 非支配株主持分 | 179 |
| 非支配株主持分合計 | 179 |
| 純 資 産 合 計 | 156,797 |
| 負債・純資産合計 | 1,175,847 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------|---------|---------|
| I. 営業収益 | | 884,149 |
| II. 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 533,647 | |
| 高速道路等事業管理費及び売上原価 | 263,263 | |
| 販売費及び一般管理費 | 77,462 | 874,373 |
| 営業利益 | | 9,776 |
| III. 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 95 | |
| 受取配当金 | 10 | |
| 負ののれん償却額 | 415 | |
| 持分法による投資利益 | 359 | |
| 土地物件貸付料 | 596 | |
| 工事負担金等受入額 | 429 | |
| ハイウェイカード前受金取崩益 | 543 | |
| その他 | 836 | 3,286 |
| IV. 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 49 | |
| 損害賠償金 | 71 | |
| たな卸資産処分損 | 89 | |
| その他 | 47 | 258 |
| 経常利益 | | 12,803 |
| V. 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 104 | |
| その他 | 1 | 105 |
| VI. 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 16 | |
| 固定資産除却損 | 92 | |
| 減損損失 | 256 | |
| 災害による損失 | 328 | |
| その他 | 58 | 752 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 12,156 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,089 | |
| 法人税等調整額 | 835 | 4,924 |
| 当期純利益 | | 7,231 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) | | △ 140 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 7,372 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 47,500 | 55,497 | 67,381 | 170,379 |
| 当期変動額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 7,372 | 7,372 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | 7,372 | 7,372 |
| 当期末残高 | 47,500 | 55,497 | 74,754 | 177,751 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|---------|----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 29 | 22 | △ 9,007 | △ 8,955 | 69 | 161,493 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 7,372 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △ 10 | △ 4 | △ 12,162 | △ 12,177 | 110 | △ 12,067 |
| 当期変動額合計 | △ 10 | △ 4 | △ 12,162 | △ 12,177 | 110 | △ 4,695 |
| 当期末残高 | 19 | 17 | △ 21,170 | △ 21,133 | 179 | 156,797 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記
- 一 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- 連結子会社の数 26社
 主要な連結子会社の名称
 西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
- 主要な非連結子会社の名称
 沖縄道路サービス㈱
 連結の範囲から除いた理由
 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。
- 二 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称
- 持分法適用の非連結子会社数 1社
 会社の名称
 沖縄道路サービス㈱
 持分法適用の関連会社数 6社
 主要な会社の名称
 九州高速道路ターミナル㈱
- (2) 持分法を適用していない関連会社（TSK㈱）は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。
- 三 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- その他有価証券
 時価のあるもの
 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
 時価のないもの
 主として移動平均法による原価法によっています。
- ② たな卸資産
- 仕掛道路資産
 個別法による原価法によっています。
 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。
 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。
- 商品・原材料及び貯蔵品
 主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 10～50年 |
| 構築物 | 10～45年 |
| 機械及び装置 | 5～10年 |
- また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法を採用しています。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
- ③ リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

⑤ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

④ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

⑥ 負ののれんの償却に関する事項

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。

平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第21号。以下「企業結合会計基準」といいます。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第22号。以下「連結会計基準」といいます。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第7号。以下「事業分離等会計基準」といいます。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法へ変更しました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法へ変更しました。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた「工事負担金等受入額」は、当連結会計年度において、金額の重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度における「工事負担金等受入額」は、88百万円です。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示していた「たな卸資産処分損」は、当連結会計年度において、金額の重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度における「たな卸資産処分損」は、22百万円です。

4. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債316,373百万円（額面316,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債239,000百万円（額面239,000百万円）の担保に供しています。

二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

| | |
|--------------------|-------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 661,000 百万円 |
| 東日本高速道路(株) | 5 百万円 |
| 中日本高速道路(株) | 8 百万円 |
| 合 計 | 661,014 百万円 |

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金100,818百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

| | |
|--------------------|-------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 390,222 百万円 |
|--------------------|-------------|

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 95,000,000 株

6. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。

また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関連会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

二 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|---------------------------|-------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 102,719 | 102,719 | — |
| (2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 | 67,882 △ 16 | | |
| | 67,865 | 67,865 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 62,206 | 62,206 | — |
| (4) 高速道路事業営業未払金 | (188,260) | (188,260) | — |
| (5) 1年内返済予定の長期借入金 | (1) | (1) | 0 |
| (6) 道路建設関係社債 | (316,373) | (330,617) | 14,244 |
| (7) 道路建設関係長期借入金 | (329,317) | (331,355) | 2,037 |
| (8) 長期借入金 | (80) | (110) | 29 |

（*）負債に計上されるものについては、（ ）で示しています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(7) 道路建設関係長期借入金、並びに(8) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異ならないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,161百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有し、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。

二 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------|--------|
| 94,808 | 85,972 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,648.61円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 77.60円 |

9. 重要な後発事象に関する注記

一 厚生年金基金の代行返上

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行返上部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定です。

二 多額な社債の発行

当社は、平成28年3月17日開催の取締役会の決議（社債185,000百万円以内）に基づき、平成28年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しています。

| | |
|------|--|
| 区分 | 西日本高速道路株式会社第30回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） |
| 発行総額 | 35,000百万円 |
| 利率 | 年0.170パーセント |
| 償還方法 | 満期一括 |
| 発行価額 | 額面100円につき100円 |
| 払込期日 | 平成28年5月23日 |
| 償還期日 | 平成38年5月22日 |
| 担保 | 一般担保 |
| 使途 | 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金 |
| その他 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受 |

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|----------|---------|
| 資 産 の 部 | | |
| I 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 99,522 |
| 高速道路事業営業未収入金 | | 67,882 |
| 未収入金 | | 15,310 |
| 短期貸付金 | | 14,349 |
| リース投資資産(純額) | | 142 |
| 有価証券 | | 62,000 |
| 仕掛道路資産 | | 632,356 |
| 原材料 | | 597 |
| 貯蔵品 | | 1,208 |
| 受託業務前払金 | | 3,359 |
| 前払金 | | 1,372 |
| 前払費用 | | 220 |
| 繰延税金資産 | | 2,750 |
| その他の流動資産 | | 15,996 |
| 貸倒引当金 | | △ 11 |
| 流動資産合計 | | 917,055 |
| II 固定資産 | | |
| A 高速道路事業固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 2,301 | |
| 減価償却累計額 | △ 941 | 1,359 |
| 構築物 | 48,425 | |
| 減価償却累計額 | △ 9,440 | 38,984 |
| 機械及び装置 | 116,066 | |
| 減価償却累計額 | △ 65,843 | 50,222 |
| 車両運搬具 | 21,332 | |
| 減価償却累計額 | △ 17,179 | 4,152 |
| 工具、器具及び備品 | 9,487 | |
| 減価償却累計額 | △ 5,888 | 3,598 |
| 土地 | | 495 |
| リース資産 | 207 | |
| 減価償却累計額 | △ 90 | 117 |
| 建設仮勘定 | | 3,612 |
| 無形固定資産 | | 3,308 |
| B 関連事業固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 25,463 | |
| 減価償却累計額 | △ 8,682 | 16,781 |
| 構築物 | 6,918 | |
| 減価償却累計額 | △ 3,692 | 3,225 |
| 機械及び装置 | 2,728 | |
| 減価償却累計額 | △ 1,281 | 1,446 |
| 工具、器具及び備品 | 352 | |
| 減価償却累計額 | △ 147 | 204 |
| 土地 | | 67,334 |
| リース資産 | 84 | |
| 減価償却累計額 | △ 40 | 44 |
| 建設仮勘定 | | 896 |
| 無形固定資産 | | 236 |
| | | 89,933 |
| | | 90,169 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|-------------|---------|--------|-----------|
| C 各事業共用固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 10,052 | | |
| 減価償却累計額 | △ 3,713 | 6,338 | |
| 構築物 | 942 | | |
| 減価償却累計額 | △ 482 | 459 | |
| 機械及び装置 | 305 | | |
| 減価償却累計額 | △ 200 | 104 | |
| 車両運搬具 | 0 | | |
| 減価償却累計額 | △ 0 | 0 | |
| 工具、器具及び備品 | 3,674 | | |
| 減価償却累計額 | △ 2,226 | 1,447 | |
| 土地 | | 11,089 | |
| リース資産 | 5,620 | | |
| 減価償却累計額 | △ 1,693 | 3,927 | |
| 建設仮勘定 | | 183 | 23,550 |
| 無形固定資産 | | | 3,670 |
| D その他の固定資産 | | | 27,221 |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 97 | | |
| 減価償却累計額 | △ 30 | 66 | |
| 構築物 | 16 | | |
| 減価償却累計額 | △ 9 | 6 | |
| 土地 | | 436 | 509 |
| E 投資その他の資産 | | | |
| 関係会社株式 | | | 6,291 |
| 投資有価証券 | | | 204 |
| 長期貸付金 | | | 2,837 |
| 長期前払費用 | | | 2,372 |
| その他の投資等 | | | 2,063 |
| 貸倒引当金 | | | △ 294 |
| 固定資産合計 | | | 237,227 |
| III 繰延資産 | | | |
| 道路建設関係社債発行費 | | | 823 |
| 繰延資産合計 | | | 823 |
| 資 産 合 計 | | | 1,155,107 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------|--------|------------------|
| 負 債 の 部 | | |
| I 流動負債 | | |
| 高速道路事業営業未払金 | | 215,892 |
| 1年以内返済予定長期借入金 | | 1 |
| リース債務 | | 459 |
| 未払金 | | 15,989 |
| 未払費用 | | 749 |
| 未払法人税等 | | 1,235 |
| 預り連絡料金 | | 5,897 |
| 預り金 | | 25,169 |
| 受託業務前受金 | | 3,167 |
| 前受金 | | 19 |
| 前受収益 | | 6 |
| 賞与引当金 | | 1,159 |
| 回数券払戻引当金 | | 42 |
| その他の流動負債 | | 5,758 |
| 流動負債合計 | | <u>275,549</u> |
| II 固定負債 | | |
| 道路建設関係社債 | | 316,373 |
| 道路建設関係長期借入金 | | 329,317 |
| その他の長期借入金 | | 10 |
| リース債務 | | 3,676 |
| 繰延税金負債 | | 30 |
| 受入保証金 | | 8,498 |
| 退職給付引当金 | | 67,389 |
| 役員退職慰労引当金 | | 62 |
| ETCマイレージサービス引当金 | | 9,396 |
| 資産除去債務 | | 200 |
| その他の固定負債 | | 11 |
| 固定負債合計 | | <u>734,965</u> |
| 負債合計 | | <u>1,010,514</u> |
| 純 資 産 の 部 | | |
| I 株主資本 | | |
| 資本金 | | 47,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 47,500 |
| その他資本剰余金 | | 7,997 |
| 資本剰余金合計 | | <u>55,497</u> |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 15,987 | |
| 繰越利益剰余金 | 25,622 | 41,609 |
| 利益剰余金合計 | | <u>41,609</u> |
| 株主資本合計 | | <u>144,607</u> |
| II 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | <u>△ 14</u> |
| 評価・換算差額等合計 | | <u>△ 14</u> |
| 純資産合計 | | <u>144,592</u> |
| 負債・純資産合計 | | <u>1,155,107</u> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------|--------------|---------------------|
| I. 高速道路事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 料金収入 | 739,803 | |
| 道路資産完成高 | 87,919 | |
| 受託業務収入 | 4 | |
| その他の売上高 | <u>929</u> | 828,656 |
| 2. 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 533,647 | |
| 道路資産完成原価 | 87,919 | |
| 管理費用 | 205,208 | |
| 受託業務費用 | <u>4</u> | <u>826,779</u> |
| 高速道路事業営業利益 | | 1,876 |
| II. 関連事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 直轄高速道路事業収入 | 883 | |
| 受託業務収入 | 8,765 | |
| S A・P A事業収入 | 10,546 | |
| その他の事業収入 | <u>1,112</u> | 21,308 |
| 2. 営業費用 | | |
| 直轄高速道路事業費 | 883 | |
| 受託業務費用 | 8,978 | |
| S A・P A事業費 | 7,782 | |
| その他の事業費用 | <u>1,997</u> | <u>19,642</u> |
| 関連事業営業利益 | | 1,666 |
| 全事業営業利益 | | 3,543 |
| III. 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 14 |
| 有価証券利息 | | 90 |
| 受取配当金 | | 1,542 |
| 土地物件貸付料 | | 491 |
| 工事負担金等受入額 | | 429 |
| ハイウェイカード前受金取崩益 | | 543 |
| 雑収入 | | <u>571</u> |
| | | 3,682 |
| IV. 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 14 |
| 損害賠償金 | | 42 |
| たな卸資産処分損 | | 89 |
| 雑損失 | | <u>33</u> |
| 経常利益 | | 7,045 |
| V. 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | | 102 |
| その他特別利益 | | <u>0</u> |
| | | 103 |
| VI. 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | | 16 |
| 減損損失 | | <u>232</u> |
| 税引前当期純利益 | | 6,899 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,762 |
| 法人税等調整額 | | <u>970</u> |
| 当期純利益 | | <u><u>4,166</u></u> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 | 評価・換算 差額等 その他有価証券 評価差額金 | 純資産 合計 |
|-------------------------|--------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------------|---------|----------------------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | その他利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | | | |
| | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 47,500 | 47,500 | 7,997 | 55,497 | 19,441 | 18,001 | 37,443 | 140,440 | △ 7 | 140,433 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | △ 3,454 | 3,454 | — | — | | — |
| 当期純利益 | | | | | | 4,166 | 4,166 | 4,166 | | 4,166 |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | | | | | | | | | △ 7 | △ 7 |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | △ 3,454 | 7,620 | 4,166 | 4,166 | △ 7 | 4,159 |
| 当期末残高 | 47,500 | 47,500 | 7,997 | 55,497 | 15,987 | 25,622 | 41,609 | 144,607 | △ 14 | 144,592 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっています。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

② 原材料・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 10～50年 |
| 構築物 | 10～45年 |
| 機械及び装置 | 5～10年 |

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数

(10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

四 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示していた「工事負担金等受入額」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「工事負担金等受入額」は、88百万円です。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債316,373百万円（額面316,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債239,000百万円（額面239,000百万円）の担保に供しています。

二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

| | |
|--------------------|-------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 661,000 百万円 |
| 東日本高速道路(株) | 5 百万円 |
| 中日本高速道路(株) | 8 百万円 |
| 合 計 | 661,014 百万円 |

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金100,818百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

| | |
|--------------------|-------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 390,222 百万円 |
|--------------------|-------------|

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 9,382 百万円 |
| 短期金銭債務 | 56,253 百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,797 百万円 |
| 長期金銭債務 | 886 百万円 |

四 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当事業年度末においては、国に対する履行義務の前払いとして、564百万円をその他の投資等を含めて計上しています。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|-----------------|-------------|
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 11,043 百万円 |
| 営業費用 | 127,647 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2,909 百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

| | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 95,000,000 株 |
|------|--------------|

6. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

| | |
|-------------------|--------------|
| 継続損益工事費 | 2,805 百万円 |
| 賞与引当金 | 357 百万円 |
| 退職給付引当金 | 20,764 百万円 |
| E T Cマイレージサービス引当金 | 2,895 百万円 |
| 事業税 | 352 百万円 |
| 繰延資産 | 45 百万円 |
| ハイウェイカード前受金益金算入額 | 30 百万円 |
| E T C前受金益金算入額 | 98 百万円 |
| 減価償却費 | 787 百万円 |
| その他 | 2,291 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 30,428 百万円 |
| 評価性引当額 | △ 27,678 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 2,750 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △ 30 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 30 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 2,720 百万円 |

二 実効税率の変更

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.2%から30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%に変更しています。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が190百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|----------------|
| 1年内 | 456,040 百万円 |
| 1年超 | 18,790,231 百万円 |
| 合計 | 19,246,272 百万円 |

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。
2. 道路資産の賃借料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------------------------|--------------------|----------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|---------|
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | なし | 道路資産の借受 | 道路資産賃借料の支払 | 533,647 | 高速道路事業営業未払金 | 124,285 |
| | | | 道路資産及び債務の引渡等 | 道路資産の引渡 | 87,919 | 高速道路事業営業未収入金 | 127 |
| | | | | 債務の引渡及び債務保証(注1) | 100,818 | — | — |
| | | | | 借入金等の連帯債務 | 債務保証(注2)(注3) | 950,404 | — |
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | 東日本高速道路㈱ | なし | 借入金の連帯債務 | 債務保証(注3) | 5 | — | — |
| | | | 料金収入の精算等 | 料金収入の精算による支払等 | 43,102 | 高速道路事業営業未払金 | 7,596 |
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | 中日本高速道路㈱ | なし | 借入金の連帯債務 | 債務保証(注3) | 8 | — | — |

取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------------------|----------------|-----------|------------|------|-------|--------|
| 子会社 | 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 | (所有)直接100% | SA・PA事業 | 資金貸借取引(注1) | | — 預り金 | 14,063 |

期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金貸借取引については、グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（統括会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに期末残高のみ記載しています。また、金利は市場金利を勘案して合理的に決定されています。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,522.03 円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 43.86 円 |

10. 重要な後発事象に関する注記

厚生年金基金の代行返上

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定です。

多額な社債の発行

当社は、平成28年3月17日開催の取締役会の決議（社債185,000百万円以内）に基づき、平成28年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しています。

| | |
|------|--|
| 区分 | 西日本高速道路株式会社第30回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付） |
| 発行総額 | 35,000百万円 |
| 利率 | 年0.170パーセント |
| 償還方法 | 満期一括 |
| 発行価額 | 額面100円につき100円 |
| 払込期日 | 平成28年5月23日 |
| 償還期日 | 平成38年5月22日 |
| 担保 | 一般担保 |
| 用途 | 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金 |
| その他 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重疊的債務引受 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義弘 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の少額契約手続きに関わる収賄事案に係る再発防止策を踏まえ、平成28年3月17日に内部統制決議の一部改正を行い、各組織にコンプライアンス推進本部を設置するとともに、入札契約手続きについては綱紀保持に関する規程を遵守し職務に取り組んでいくこと等決議が見直しされた。あわせて平成28年3月24日に「全社コンプライアンス推進計画」を策定し、コンプライアンスに係る取組みの継続的な改善が図られつつあることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 技術的視点から見た業務状況結果

各支社における災害危険箇所を実査し、災害対応に関する状況及び対策を把握しました。

平成28年5月26日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

富沢 正行

印

社外監査役

土岐 憲三

印

社外監査役

槇野 勝美

印

社外監査役

上村 多恵子

印